

令和5年3月30日
東海財務局

国有地（豊橋市向山町）内における土壤汚染の判明について

豊橋市向山町内に所在する国有地において自主的に土壤汚染調査を実施した結果、その一部から六価クロム化合物による土壤汚染が判明したことから、豊橋市へ土壤汚染区域の指定の申請をいたしました。下記のとおり、その概要をお知らせします。なお、当該国有地は、愛知県企業庁東三河水道事務所庁舎及び愛知県環境調査センター東三河支所の建設予定地となっております。

1. 調査対象地

豊橋市向山町字南中畑 39 番外 1 筆

2. 申請内容

(1) 申請年月日（豊橋市へ申請）

令和5年3月29日（水曜日）

(2) 調査手法

土壤汚染対策法（以下「法」という。）に準拠

(3) 土壤汚染調査の結果

ア 土壤溶出量

次表のとおり法に基づく土壤溶出量基準を1地点で超過しました。

特定有害物 質名	基準超過 測定結果	土壤溶出量 基準	基準超過 土壤検出深度	基準超過数 /調査地点
六価クロム 化合物	0.06mg/L	0.05mg/L 以下	0.0～0.5m	1/5

イ 土壤含有量

法に基づく土壤含有量基準に適合していました。

(4) 当該地の現在の状況

土壤汚染が判明した場所（以下「汚染場所」という。）は、防水シートで覆っており、汚染土壌の飛散や雨水による汚染の拡散の防止措置を実施しております。

3. 今後の対応

豊橋市と協議のうえ、汚染場所の深度調査等により汚染範囲を確認するとともに、地下水の汚染状況を把握した上で、適切な土壤汚染対策を実施します。

連絡・問い合わせ先

東海財務局 管財部 第2統括部門（藤本・森）

電話 052-951-2825（ダイヤルイン）